



島根県報

令和4年3月1日（火）
第 290 号
 （毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部（会 計 課） 2
 を改正する規則

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（3件）（高 齢 者 福 祉 課） 3
 指定施業要件の変更予定保安林（森 林 整 備 課） 3

【公 告】

令和4年度前期技能検定試験の実施（雇 用 政 策 課） 5
 令和4年度技能検定試験の実施（ ” ” ） 8

【特定調達公告】

島根県中央病院における内視鏡システム一式の購入に係る一般競争入札の落札者（病 院 局） 11
 等

【選管告示】

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 12
 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 13
 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体 14
 政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体 15
 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 15
 政治資金規正法の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管
 理団体 15

公布された条例等のあらまし

◇物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

- (1) 一般競争入札の公告及び指名競争入札の公示について、電子情報処理組織を使用して公告等を行う場合に限り、当該公告等を行った日から入札期日までの期間を短縮することができることとした。（第3条・第4条関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

規

則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第21号

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「この項」を「この条」に、「少なくとも40日（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約（最初の契約に係る特例公告において、最初の契約以外の契約に係る特例公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前までに行うことを規定した場合に限る。）については24日とし、急を要する場合には10日とする。）前までに、」を「40日前までに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急を要する場合は、入札期日の前日から起算して10日前までに行うものとする。ことができる。

第3条に次の2項を加える。

- 3 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうちの最初の契約以外の契約（最初の契約に係る特例公告において、最初の契約以外の契約に係る特例公告を入札期日の前日から起算して24日前までに行うことを規定した場合に限る。）に係る特例公告は、入札期日の前日から起算して24日前までに島根県報により行わなければならない。
- 4 第2項本文の規定にかかわらず、特例公告は、次に掲げる要件のうち、いずれか1の要件に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して35日前までに、いずれか2の要件に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して30日前までに、全ての要件に該当する場合にあっては入札期日の前日から起算して25日前までに、それぞれ行うものとする。ことができる。

- (1) 電子情報処理組織を使用して入札の公告を行う場合
- (2) 入札の公告を行った日から電子情報処理組織を使用して入札説明書を配付する場合
- (3) 電子情報処理組織を使用して入札書を受領する場合

第4条第2項中「の通知」を「の規定による通知」に改め、「前条第2項」の次に「から第4項まで」を加える。

第5条第4項中「第65条の4第1項」を「第65条の4」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社ライフピークス	訪問介護	ヘルパーステーション 花笑み	浜田市長沢町455-4	令和4年3月1日

島根県告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
サインポスト合同会社	訪問介護	ヘルパーステーション くるみ	安来市飯島町1205番地1	令和4年3月1日

島根県告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 チャット・ケアすずらん	訪問介護	チャット・ケアすずらん訪問介護事業所	雲南市木次町里方616番地2	令和4年3月1日

島根県告示第126号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

浜田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

令和4年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

石材施工（石張り作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業）

とび（とび作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業、加熱ペイントマシンマーカーク工作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

令和4年7月10日（日）に学科試験を実施する職種については同年6月7日（火）から同年8月14日（日）までの間、その他の職種については同年6月7日（火）から同年9月11日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	令和4年8月21日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	令和4年8月28日（日）
鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、表装、フラワー装飾	令和4年9月4日（日）

イ 3級

職 種	学 科 試 験 日

造園、機械加工、とび、舞台機構調整、フラワー装飾	令和4年7月10日(日)
--------------------------	--------------

ウ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
産業洗浄	令和4年8月21日(日)
路面標示施工	令和4年9月4日(日)

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和4年5月31日(火)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

令和4年4月4日(月)から同月15日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、同月15日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	

イ アにかかわらず、2級及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において25歳以上35歳未満の島根県内に在住する者若しくは島根県内の事業所に在職中の者又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の者若しくは島根県内に在住する在職中でない者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	9,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条

の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（規則第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されているものを除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。エにおいて同じ。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	12,100円	3,100円
機械検査	10,100円	

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の学校（ウの学校をいう。以下同じ。）の在校生若しくは島根県内に在住する県外の学校の在校生又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	3,100円	3,100円
機械検査	2,900円	

なお、受検手数料の額は、議会において令和4年度島根県予算案の議決を条件とする。

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、令和4年7月10日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月26日（金）に、その他の職種については同年9月30日（金）に島根県商工労働部雇用政策課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>）で公表する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が令和4年7月10日（日）に学科試験を実施する職種については同年8月下旬に、その他の職種については同年9月下旬に書面で通知する。
- (3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

令和4年度技能検定試験（随時実施する2級、3級及び基礎級）を次のとおり実施する。

令和4年3月1日

島根県知事 丸山達也

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業）
プラスチック成形（インフレーション成形作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
塗装（金属塗装作業）

(2) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
仕上げ（機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）

家具製作（家具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱製箱作業）
製本（製本作業）
プラスチック成形（圧縮成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）
石材施工（石材加工作業）
パン製造（パン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
配管（建築配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(3) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 受検資格

受検資格は、2級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、基礎級技能検定については規則第64条の5に規定するものとする。ただし、2級技能検定については、受検しようとする職種に係る3級の実技試験に合格した者、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、2級技能検定については規則第65条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、基礎級技能検定については同条第5項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

なお、一部職種については、問題を公表しない場合がある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。また、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課（電話0852-22-5304）又は島根県職業能力開発協会（電話0852-23-1755）に問い合わせること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年3月1日

- 1 件名及び数量
内視鏡システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和4年2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
小西医療器株式会社出雲営業所 所長 山口 賢二 出雲市塩治有原町五丁目59番地
- 5 落札金額
42,020,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和4年1月7日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党島根県江津市第一支部	坪内 涼二	山藤 志哲	江津市嘉久志町イ1229-8	○	令和4年1月25日

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
島根の未来をつくる会	木谷 武晴	野村 勇	松江市御手船場町557-7 労働会館3階	令和4年1月21日
しもたに忠広後援会	下谷 忠広	江田 民男	江津市二宮町神主1964番地71	令和4年1月7日
T K C 高見康裕政	竹内 優機	足立 尚吾	出雲市渡橋町1130-6 アルヴィータ渡橋2F	令和4年1月11日

経研究会			-C	
渡辺のぶあき後援会	細川 幸信	原田 薫	江津市桜江町川戸9-9	令和4年2月2日

島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党佐田町支部	今岡 裕統	会計責任者の氏名	吉川 和孝	長島 博文	令和4年1月29日
		主たる事務所の所在地	出雲市佐田町一窪田1777	出雲市佐田町八幡原103-1	
自由民主党島根県支部連合会	細田 重雄	代表者の氏名	細田 重雄	細田 博之	令和4年1月13日
自由民主党大東支部	山崎 正幸	会計責任者の氏名	鶴原 能也	細木 和幸	令和4年1月1日

2 その他の政治団体

(1) 国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
まいたち昇治島根県後援会	細田 重雄	代表者の氏名	細田 重雄	竹下 亘	令和4年1月20日
		会計責任者の氏名	絲原 徳康	福田 正明	
		国会議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
石倉俊紀後援会	石倉 優子	代表者の氏名	石倉 優子	坂田 哲郎	令和4年2月11日
石橋雄一後援会	石橋 雄一	主たる事務所の所在地	隠岐郡隠岐の島町岬町漆谷2067-2	隠岐郡隠岐の島町岬町漆谷2067-2 B-StoneGarden103	令和3年4月1日
河野利文後援会	須山 成顕	主たる事務所	益田市大谷町536-10	益田市大谷町339	令和3年11月1日

		の所在地			
島根県商工政治 連盟	高橋 日出男	会計責任者の 氏名	植田 良二	植田 良治	令和3年6月1日
島根県理容政治 連盟	福代 一成	代表者の氏名	福代 一成	池上 良一	令和3年5月17日
		会計責任者の 氏名	福代 一成	池上 良一	
たがのりかと雲 南を創る会	多賀 法華	会計責任者の 氏名	マラー 詩乃	平井 佑佳	令和3年12月26日
高見康裕後援会	小村 正	会計責任者の 氏名	曾田 昇	高見 康裕	令和4年2月8日
中村ひかり後援 会	中村 ひかり	主たる事務所 の所在地	松江市東奥谷町372番地 1	松江市春日町67番地1	令和4年1月22日
肥後孝俊後援会	肥後 伸哉	代表者の氏名	肥後 伸哉	肥後 孝俊	令和3年7月1日
森川和英後援会	大西 一彦	代表者の氏名	大西 一彦	古川 忠光	令和4年1月25日
山根ひろし後援 会	岸和 慎二	代表者の氏名	岸和 慎二	浅野 拓真	令和4年1月14日
		会計責任者の 氏名	堀江 慎吾	大國 竜幸	
山本誉後援会	植田 好雄	国会議員関係 政治団体の区 分	国会議員関係政治団体 以外の政治団体	政治資金規正法第19条 の7第1項第2号に係 る国会議員関係政治団 体	令和3年12月30日
湯浅けいじ後援 会	石橋 正吉	会計責任者の 氏名	湯浅 康生	江田 吉弘	令和3年10月1日
米田ときこと松 江の明るい未来 を創る会後援会	高橋 京子	代表者の氏名	高橋 京子	木村 久美子	令和4年1月1日

島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
石田茂春後援会	和田 正夫	令和3年6月30日
G Oーちゃん会	神門 至	令和3年7月1日
宅野けんじ後援会	丸山 武	令和3年12月31日
宅野けんじを励ます会	宅野 賢治	令和3年12月31日
新井まさただ後援会	大國 竜幸	令和3年12月27日
「はたお幸生」育てる会	須田 進	令和3年1月31日

福島光浩後援会	福島 光浩	令和3年12月31日
福間としお後援会	福間 俊夫	令和3年12月31日
道下文男後援会	肥後 伸哉	令和3年10月22日

島根県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
下谷 忠広	江津市議会議員	しもたに忠広後援会	江津市二宮町神主1964番地71	下谷 忠広	令和4年1月6日

島根県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
多賀 法華	たがのりかと雲南を創る会	会計責任者の氏名	マラー 詩乃	平井 佑佳	令和3年12月26日

島根県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月1日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
宅野 賢治	宅野けんじを励ます会	令和3年12月31日